

大学院学則

1. 大阪樟蔭女子大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

- 第1条** 大阪樟蔭女子大学大学院（以下「本大学院」という。）は、大阪樟蔭女子大学の教育理念に則り、学部教育の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を教授し、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うと共に、人格を陶冶し、もって文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 臨床心理学専攻は、人間や心の問題に関する高度な知識や技能を養うことを目的として、心理臨床の職業に携わる人材の総合力の育成を目的とする。
- 3 人間栄養学専攻は、臨床的に、より高度な専門知識と技能を持った管理栄養士の養成と、食品関連産業等の食に関する研究に携わる人材の養成を目的とする。
- 4 化粧ファッション学専攻は、身体と身体美、及び身体によそおいに関する高度な知識技能を養い、かつ現代社会における身体の在り様の含みもつ諸課題について深く考究させることを通して、生活の質の向上と産業の発展に寄与し、文化芸術の深化に資する人材の養成を目的とする。

(自己点検・評価、認証評価)

- 第2条** 本大学院の教育研究水準の向上を図り前条の目的を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育研究等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の点検・評価を行うための項目・体制については、別にこれを定める。
- 3 本大学院は、第1項の点検及び評価の結果について、学校教育法第109条第2項の政令で定める期間ごとに認証評価を受けるものとする。

第2章 課程、研究科及び専攻

(課程)

- 第3条** 本大学院に、修士課程を置く。

(研究科及び専攻)

- 第4条** 本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

人間科学研究科	臨床心理学専攻
	人間栄養学専攻
	化粧ファッション学専攻

(標準修業年限及び在学年限)

- 第5条** 修士課程の標準修業年限は2年とし、最長在学年限は4年とする。

(長期履修制度)

- 第5条の2 職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する者の標準修業年限は、3年又は4年とする。
- 2 前項の在学年限は、前条の規定にかかわらず修業年限が4年の場合は5年とする。
- 3 長期履修生に関する事項は、別に定める。

(入学定員、収容定員)

- 第6条** 本大学院の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
人間科学研究科	臨床心理学専攻	8	16
	人間栄養学専攻	8	16
	化粧ファッション学専攻	10	20
計		26	52

第3章 教育課程及び履修方法

(教育方法)

第7条 本大学院の教育は、授業科目の授業並びに学位論文又は研究課題の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により、体系的にこれを行うものとする。

(教育方法の特例)

第7条の2 人間栄養学専攻及び化粧ファッション学専攻においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、研究科会議の承認を経て、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目等)

第8条 専攻における授業科目・単位数及び履修方法は、別表1のとおりとする。

- 2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。
- 3 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、この期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。
- 4 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲をもって1単位とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、特定の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第8条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(他大学院における授業科目の履修)

第9条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院とあらかじめ協議の上、当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 学生が前項により履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものと看做すことができる。
- 3 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。

(入学前修得単位の認定)

第10条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に、大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により、修得したものと看做すことができる。

- 2 前項により修得したものと看做すことのできる単位数は、転入学の場合を除き、前条による単位数と合わせて、10単位を超えないものとする。

第4章 課程修了の認定・学位授与

(単位の認定及び試験)

第11条 単位の認定は、試験及び平素の成績による。

2 試験は筆記、口述、論文等の方法によって行う。

3 成績の評価は次の基準による。

成績の評価には、上記の他に下記の評価が含まれる。

	素点	グレード	成績評価基準
合格	100～90	S	到達目標を超えて優れた成績を修めている
	89～80	A	到達目標を十分に達成している
	79～70	B	到達目標を概ね達成している
	69～60	C	到達目標を最低限達成している
不合格	59～0	D	到達目標を達成していない
合格	合格	P	到達目標を達成している
不合格	不合格	F	到達目標を達成していない
合格	認定	Q	

素点	グレード
評価無	N
履修中止	W

4 単位の認定は、学期末又は学年末に行う。

(試験)

第12条 試験及び成績判定の方法は、研究科会議がこれを定める。

(課程の修了)

第13条 課程の修了の要件は、本大学院に2年（長期履修生にあっては、当該学生の標準修業年限）以上在学し、別表1に定める授業科目につき、必修科目の単位を含み次の表に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文又は研究課題の審査及び最終試験に合格しなければならない。但し、在学期間に関しては、研究科会議が優れた業績を上げたと認めた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

専攻	単位数
臨床心理学専攻	43
人間栄養学専攻	30
化粧品ファッション学専攻	34

(論文審査)

第14条 学位論文又は研究課題の審査については、研究科会議が別にこれを定める。

(最終試験)

第15条 学位に関する最終試験は、所要の単位を修得し、かつ、学位論文又は課題研究の審査に合格した者についてこれを行う。

(学位授与)

第16条 課程を修了した者に対し、学長は次に定める専攻の区分に従い修士の学位を授与する。

専攻	学位
臨床心理学専攻	修士（臨床心理学）
人間栄養学専攻	修士（人間栄養学）
化粧品ファッション学専攻	修士（化粧品ファッション学）

2 学位の名称を使用する場合は、大学名を付するものとする。

(学位規程)

第 17 条 学位授与に関する必要な事項は、本章に定めるほか、別に定める学位規程によるものとする。

(教員免許状)

第 17 条の 2 教員免許状の一種免許状の取得要件を満たした学生が本大学院において、専修免許状を取得するためには、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 前項により本大学院で取得することのできる教員免許状は、次のとおりである。

研究科	専攻	免許教科	免許状の種類
人間科学研究科	人間栄養学専攻	—	栄養教諭専修免許状

(公認心理師)

第 17 条の 3 公認心理師の受験資格を得るためには本大学院人間科学研究科臨床心理学専攻において、公認心理師法及び公認心理師法施行規則に定める所定の科目を履修しなければならない。

第 5 章 学年、学期及び休業日

(学年等)

第 18 条 本学の学年、学期及び休業日は下記のとおりである。

(1) 学年は、4 月 1 日に始まって翌年 3 月 31 日に終わる。

(2) 学年を 2 期に分ける。

春期は 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

秋期は 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(3) 学長は、前項の規定にかかわらず、春期の終了日及び秋期の開始日を変更することができる。

(4) 学年中の定期休業日は、下記のとおりである。

(ア) 日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(ウ) 本学創立記念日 4 月 28 日

(エ) 春期、夏期及び冬期休業に関しては、別に定める本学の学年暦による。

(5) 学長は、必要に応じ休業日を変更又は臨時に休業日を定めることができる。

第 6 章 休学・復学・退学・再入学・転学・留学及び除籍

(入学時期)

第 19 条 入学の時期は、毎学年始めとする。

(入学資格)

第 20 条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ入学試験に合格した者でなければならない。

(1) 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

(7) その他、本大学院において、学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第 21 条 入学を志望する者は、指定期日までに、別に定める入学検定料を添えて、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 所定の用紙による入学願書
- (2) 最終出身学校の卒業又は卒業見込証明書
- (3) 所定の用紙による調査書及び成績証明書
- (4) その他別に定める書類

(入学試験)

第 22 条 入学試験の時期、方法等については、別に定める。

(入学手続)

第 23 条 入学試験に合格した者は、別に定める入学手続き要項により、誓約書、保証書、その他大学が必要とする書類を指定の期日までに提出しなければならない。

- 2 保証書の保証人は、独立の生計を営む親族又はこれに代わる成年者で、保証人としての責任を果たし得る者でなければならない。
- 3 保証人は、本人在学中の事項について、責任を負う。
- 4 保証人が死亡した場合には、新たに保証人を定め、届け出なければならない。保証人を変更しようとするときもまた同様とする。
- 5 保証人が転居又は改姓したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。
- 6 保証人が海外在住の場合は、緊急時に責任をもって学生本人や保証人と連絡がとれる日本国内に在住する成年者である連絡人を届け出なければならない。

(入学許可)

第 24 条 学長は前条の入学手続きを完了し、入学金を含む所定の入学時納入金を指定された入学手続き期間内に納入した者に入学を許可する。

(休学、復学、退学)

第 25 条 休学及び復学、退学に関しては下記のとおりとする。

- (1) 学生で疾病その他の事由によって、3ヶ月以上修学を中止しようとする者は、学長の許可を得て1年以内休学することができる。ただし、特別の事由がある場合は1年を限度として学長は休学期間の延長を認めることができる。
- (2) 前項の事由が解消したときは、学長の許可を得て復学することができる。
- (3) 休学の期間は、在学年数に算入しない。
- (4) 休学の期間は通算して2年を超えることはできない。
- (5) 疾病又は止むを得ない事故のある時は、学長の許可を得て退学することができる。

(再入学)

第 26 条 退学した者で再入学を願い出た者がいるときは、学長が許可することがある。

(転学)

第 27 条 他の大学院から本大学院へ、又は本大学院から他の大学院へ転学を希望する者がいるときは、学長が許可することがある。

(留学)

第 28 条 本大学院の学生が、外国の大学院に留学を願い出た場合、学長はこれを許可することができる。

- 2 留学の許可を受けた者については、その許可された期間のうち、1ヶ年を限度として、在学期間に算入することができる。
- 3 前各項に定めるほか、留学に関する必要な事項は別にこれを定める。

(除籍)

第 29 条 次の各号の一に該当する者は、研究科会議の意見を聴いて、学長が除籍する。

- (1) 第5条に定める最長在学年を超えた者
- (2) 第25条第1項第4号に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたり、行方不明の者

- 2 前項第3号により除籍した者の最終在学日付は、既に授業料等納付金を納入した学期の末日とする。
- 3 第1項第3号により除籍した者が除籍後2年以内に授業料等納付金を完納し、再入学を願い出た場合は、許可することがある。
- 4 前項により再入学を許可された者の既に履修した科目の単位の取扱い並びに修業年限は研究科会議において定める。

第7章 納付金

(納付金)

第30条 入学検定料、入学金、及び授業料、施設費、学籍管理料（以下、この章において「授業料等納付金」という。）については、別表2に定めるとおりとする。

(入学検定料)

第31条 入学志願者は、入学願書提出時に入学検定料を納付しなければ入学試験を受けることができない。

- 2 一旦納付した入学検定料は、理由の如何を問わずこれを返還しない。

(授業料等納付金)

第32条 授業料等納付金は、年額を2期（春期・秋期）に分け、毎年4月、10月の指定された期日までに納付しなければならない。

- 2 第25条第1号によって休学した者に限り、授業料、施設費に替え、学籍管理料を納付しなければならない。
- 3 授業料等納付金は、欠席又は停学中であってもこれを減免しない。また、退学又は除籍する者であっても、未納の場合は、直ちに納付しなければならない。
- 4 正当な理由なく、授業料等納付金を滞納し、督促してもなお納付しないときは除籍する。
- 5 授業料等納付金の納付方法等その他必要事項は、別に定める。
- 6 授業料等納付金の改定を行う場合、在学生にもこれを適用することができる。

第8章 奨学金

(奨学金)

第33条 本大学院に奨学生制度を設け、成績優秀なる者又は経済的理由により修学困難な者に対しては、選考の上、学長は奨学金を給付することができる。

- 2 奨学生及び奨学金に関する事項は、別に定める。

第9章 教育研究実施組織

(教育研究実施組織)

第34条 本大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編成する。

- 2 本大学院の教育研究実施組織の編成に当たっては、次に掲げるとおりとする。

(1)本大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

(2)本大学院は、教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在を明確にする。

(担当教員)

第35条 本大学院における授業科目及び研究指導は、大阪樟蔭女子大学の基幹教員が担当する。但し、必要ある場合、授業科目の担当については、研究科会議の議を経て兼任の講師を以てこれに代えることができる。

- 2 前項の研究科担当教員のうち、研究指導及び授業を担当する教員を研究指導教員と呼び、研究指導を補助し授業を担当する教員を授業担当教員という。

第10章 会議

(研究科会議)

第36条 本大学院運営のために、研究科会議を置く。研究科会議の運営に関する事項は、別にこれを定める。

- 2 研究科会議は、学長及び研究指導教員を以て組織する。
- 3 研究科長は、研究科会議を主宰し、その議長となる。
- 4 研究科長の選任に関する事項は、別にこれを定める。
- 5 研究科会議は、その定めるところにより、研究科会議の構成員の一部を以て構成する研究科代表者会議を置くことができる。

(審議事項)

第 37 条 研究科会議は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科会議の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

- 2 研究科会議は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の研究科会議が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(研究科代表者会議)

第 38 条 本大学院に研究科代表者会議を置く。研究科代表者会議の運営に関する事項は、別にこれを定める。

(専攻会議)

第 39 条 各専攻に専攻会議を置く。専攻会議の運営に関する事項は、別にこれを定める。

第 1 1 章 附属施設

(附属施設)

第 40 条 第 1 条の目的を達成するために、本学に次の教育・研究施設を置く。

大阪樟蔭女子大学大学院人間科学研究科

臨床心理学専攻附属カウンセリングセンター（心理臨床相談室）

大阪樟蔭女子大学大学院人間科学研究科

人間栄養学専攻附属くすのき健康栄養センター

第 1 2 章 科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第 41 条 本大学院の学生以外の者で、本大学院における授業科目の一部の履修を願い出た者に対しては、在学生の学修に差し支えない場合に限り、学長は、研究科会議の選考を経た上で、科目等履修生としてその履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生が履修した授業科目に対する単位の授与については、第 9 条の規定を準用する。

(聴講生)

第 42 条 本大学院の学生以外の者で、本大学院における授業科目の一部の履修を願い出た者に対しては、在学生の学修に差し支えない場合に限り、学長は、研究科会議の選考を経た上で、聴講生としてその履修を許可することができる。

- 2 聴講生が履修した授業科目に対しては、単位を授与しない。

(外国人留学生)

第 43 条 第 20 条の各号のいずれかに該当する資格を有する外国人で、大学院において教育を受ける目的を以て入学し、本大学院に志願する者があるときは、学長は研究科会議の議を経た上で、外国人留学生としての入学を許可することができる。

第 44 条 第 41 条、第 42 条、第 43 条のほか、本大学院の科目等履修生、聴講生、外国人留学生に関する事項については、別にこれを定める。

第13章 賞罰

(賞罰)

第45条 学生でとくに学業、操行優秀で他の模範となる者に対しては、これを表彰することがある。

第46条 学生で本学の教育方針に違反し、学生の本分にもとる行為をした者に対しては、学長が研究科会議の意見を聴いて、これを懲戒することができる。懲戒は訓告、停学及び退学とする。ただし、退学は次の者に限る。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当の理由なく出席常でない者
- (4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第14章 雑則

(施行規則の制定)

第47条 本学則を施行するために必要な事項は、研究科会議の意向を聴いて、学長がこれを定める。

附 則

- 1 本学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2～15 (略)
- 16 この改正は、令和8年4月1日から施行する。